

「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用仕様書

1 業務名

「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービスの利用

2 契約期間

2024年（令和6年）11月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

※2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）1月31日まで同単価にて単独随意契約予定あり。

3 利用期間

2025年（令和7年）2月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

4 契約場所

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民税課他とする。

5 業務目的

ASPサービスを利用して令和7年度個人住民税の税額シミュレーションができるとともに、入力した内容を藤沢市独自の市民税・県民税申告書（以下「申告書」という。）様式に出力可能なシステムを提供すること。

6 業務の形態

業務目的を高い費用対効果のもと達成するため、藤沢市（以下「サービス利用者」という。）が自らサービス利用のための設備を調達し、あるいは所有し、直接もしくは委託運用するのではなく、ASPサービス事業者（以下「サービス提供者」という。）が提供する「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービスを利用する形態とする。

7 資格条件

資格条件については、別紙1「条件明示書」のとおりとする。

8 業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) システムの要件

ア 基本要件

(ア) このサービスは、サービス利用者及び市民等が利用するものとする。

(イ) サービス利用者及び市民等が操作しやすいように、利用者ガイドが表示されていること。

(ウ) 申告書様式のダウンロードが可能なこと。

(エ) 地方税法、藤沢市市税条例及び神奈川県県税条例に基づいた令和7年度の税額シミュレーションができるものであること。（森林環境税を含む）

イ 機能要件

(ア) 藤沢市ホームページにリンクを設定し、ASPサービスにアクセス可能な

こと。

- (イ) 申告書作成時に入力した個人情報（名前・住所・生年月日）がインターネット上に発信されないこと、第三者による盗聴、改ざんの防止（T L S 1.2 以上による通信の暗号化）をすること、かつ、個人情報等を保持せず、これを漏洩しない仕組みであること。
- (ウ) 給与又は公的年金等の源泉徴収票の記載内容をイメージ画面から入力することで、地方税法、藤沢市市税条例及び神奈川県県税条例に基づいた令和7年度個人住民税税額シミュレーション及び申告書の作成、印刷ができること。
- (エ) 複数の所得がある場合、又は控除の追加がある場合も地方税法及び藤沢市市税条例及び神奈川県県税条例に基づき令和7年度個人住民税税額シミュレーション及び申告書の作成、印刷ができること。
- (オ) 以下の所得種の収入金額、必要経費を入力し、正しい所得金額を算出できること。
- (カ) 令和7年度の医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書、申告書及び添付書類台紙がダウンロード可能なこと。

総所得	営業所得		収入金額 必要経費
	農業所得		収入金額 必要経費
	不動産所得		収入金額 必要経費
	利子所得		所得金額(利子収入)
	配当所得		所得金額
	給与所得		収入金額
	雑所得		公的年金等収入金額 業務に係る雑収入額 業務に係る雑必要経費 その他雑収入金額 その他雑必要経費
	総合譲渡短期所得		収入金額 必要経費
	総合譲渡長期所得		収入金額 必要経費
	一時所得		収入金額 必要経費
	分離所得	分離短期譲渡所得	一般
軽減			収入金額 必要経費 特別控除
分離長期譲渡所得		一般	収入金額 必要経費 特別控除
		特定	収入金額 必要経費 特別控除
		軽課	収入金額 必要経費 特別控除
株式等の譲渡所得		一般株式等	収入金額 必要経費
		上場株式等	収入金額 必要経費
上場株式等の配当所得			収入金額 必要経費
先物取引所得			収入金額 必要経費

※配当所得については、一般の配当所得及び配当控除なしの配当所得以外に関するものを除く。

※各種繰越損失控除、分離所得に関する損益通算は除く。

(キ) 以下の所得控除・税額控除の選択・入力に対応し、正しく市民税・県民税が税額計算できること。

人的控除以外	雑損控除	損害金額			
		補てん金額(保険料等)			
		災害関連支出額			
	医療費控除	医療費支払額			
		補てん金額			
	セルフメディケーション税制	スイッチOTC薬支払額			
		補てん金額			
	社会保険料控除	国民健康保険料支払額			
		介護保険料支払額			
		後期高齢者医療保険料支払額			
国民年金保険料支払額					
小規模企業共済等掛金控除	その他の社会保険料支払額				
	控除額				
生命保険料控除	旧個人年金保険料支払額				
	新個人年金保険料支払額				
	介護医療保険料支払額				
	旧生命保険料支払額				
	新生命保険料支払額				
地震保険料控除	控除額(所得税)				
	旧長期損害保険料支払額				
本人控除	障害者控除	特別障害			
		普通障害			
		身体	等級		
		精神	等級		
	寡婦控除	療育(知的)		等級	
		離別(扶養あり)			
	ひとり親控除	死別(扶養あり・扶養なし)			
離別(子あり)					
勤労学生控除	死別(子あり)				
	未婚(子あり)				
	未成年				
所得金額調整控除					
扶養控除	配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の氏名			
		配偶者の生年月日			
		同居・別居(国内・国外)			
		老人配偶者の判定			
		配偶者の障がいの有無	特別障害		
			普通障害		
			身体	等級	
			精神	等級	
		配偶者の合計所得金額	療育(知的)		等級
			所得種		
	配偶者の収入金額				
	配偶者控除・配偶者特別控除の判定				
	所得金額調整控除対象の有無				
一般扶養	人数				
	障がいの有無	特別障害			
		普通障害			
		身体	等級		
		精神	等級		
	氏名	療育(知的)		等級	
		続柄			
同居・別居(国内・国外)					
生年月日					
所得金額調整控除対象の有無					

扶養控除	特定扶養	人数		
		障がいの有無	特別障害	
			普通障害	
			身体	等級
			精神	等級
		療育(知的)	等級	
	氏名			
	続柄			
	同居・別居(国内・国外)			
	生年月日			
	所得金額調整控除対象の有無			
	老人扶養	人数		
		障がいの有無	特別障害	
			普通障害	
			身体	等級
			精神	等級
療育(知的)		等級		
氏名				
続柄				
同居・別居(国内・国外)				
生年月日				
所得金額調整控除対象の有無				
同居老親等扶養	人数			
	障がいの有無	特別障害		
		普通障害		
		身体	等級	
		精神	等級	
	療育(知的)	等級		
氏名				
続柄				
同居・別居(国内・国外)				
生年月日				
所得金額調整控除対象の有無				
16歳未満	人数			
	障がいの有無	特別障害		
		普通障害		
		身体	等級	
		精神	等級	
	療育(知的)	等級		
氏名				
続柄				
同居・別居(国内・国外)				
生年月日				
所得金額調整控除対象の有無				
税額控除	住宅借入金等特別控除	可能額		
		居住開始年月日		
	寄附金控除	区分(特定取得)		
		都道府県・市区町村に対する寄附金 日本赤十字社・共同募金会		
	条例指定分	市	県	
配当割額控除額				
株式等譲渡割額控除額				
その他	収入がない人の記載欄	扶養者	氏名	
			続柄	
		住所		
		障がい年金・遺族年金		
		その他理由		
	徴収方法	自分で納付(普通徴収)		
	給与天引き(特別徴収)			
申告者情報	1/1住所	現住所		
		氏名(フリガナ)		
		氏名		
		生年月日		
申告者の所得内訳	連絡先			
	種目			
	支払者の名称			
	支払金額			

※一般扶養、特定扶養、老人扶養について各々最低2名入力できること。

※16歳未満扶養親族について最低2名入力できること。

※配偶者、一般扶養、特定扶養、老人扶養、年少扶養について個人番号の入力ができること。

(ク) Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Soliton SecureBrowser II等のブラウザで利用可能なこと。

(ケ) 同時時間帯にアクセスが集中した場合でも運用に耐えられるものであること。

(コ) 別紙2「印字項目仕様書」(令和7年度市民税・県民税申告書(案)を参考として添付。令和7年度市民税・県民税申告書についてはレイアウト変更予定あり)に基づき申告書へ入力した項目を印字することが可能なこと。

(サ) 別紙3「データ化仕様書」に基づき申告書データ化欄へ自動的にデータが反映し仕様書に基づくエラー検知が可能なこと。

(シ) 申告書作成時、入力途中データを保存することが可能なこと。(サーバにはデータを残さず、利用者の端末に保存すること。)

(2) サービス要件

アクセス件数、申告書作成件数、税額試算件数の日計を月次報告すること。

(3) 運用スケジュール

ア 2024年(令和6年)12月中旬まで(契約から概ね1ヶ月以内)に、サービス利用者所属職員向けテスト環境を整える。

イ 令和7年度の税額シミュレーション、令和7年度申告書様式作成及びプリンタでの出力については、動作検証(市民税課にて保有している税額計算テストを入力することで正しく印字されること)を終えた上で、2025年(令和7年)2月1日より本稼働できる状態とし、市民等にサービスを提供できるものとする。

(4) サービス利用時間

ア 24時間サービス利用が可能であること。ただし、メンテナンス時間等を除く。

イ 定期的なメンテナンス等を行う場合には、30日前までにサービス利用者に連絡すること。

ただし、障害によるサービス停止が確認された場合はその旨を直ちにサービス利用者に報告しなければならない。

(5) 運用中の問合せ

ア サービス利用者からの一元的な窓口機能を有しており、サービス利用者の利便性が確保されていること。

イ サービス利用者からのシステム全般に関する問い合わせ時間は、「平日午前9時から午後5時45分まで(12月29日～1月3日を除く)」とする。

ウ サービスに障害等が起きた場合は、直ちにサービス利用者に報告をするとともに原因調査等の対応をとること。

9 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、サービス利用者とサービス提供者が協議して定める。

(2) サービス利用者は、「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用期間の金額及び導入適用料金を支払うこと。なお、導入適用料金については、新規導入時のみ支払うものとする。

- (3) 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
- (4) 別紙4「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に基づき、本契約を履行すること。
- (5) 別紙5「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」に基づき、本契約を履行すること。
- (6) 別紙6「「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービスSLA仕様書」に基づき、本契約を履行するよう努めること。
- (7) 契約はシステムの初期導入料金も含めるものとする。
- (8) 藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>の趣旨を理解し、情報資産の適切な管理に努めること。

(以 下 余 白)